横手市保育所・認定こども園等　利用のしおり

【申請相談・受付窓口】

★申請相談・受付・関係書類の取得は、福祉総合窓口・本庁舎１階または
各地域市民サービス課窓口で行えます。
➡横手市 HP・ページ番号：1003405（年度途中入所）

★保育施設等の受入れ（空き）状況は毎月中旬頃、横手市ホームページで公開しています。
最新の情報は各保育施設、または各市民サービス課（保育担当）にお問い合わせください。
➡横手市 HP・ページ番号：1003372

〔目次〕＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

p01　市内特定教育・保育施設一覧
p03　【１】利用申込みから入所までの流れ
p04　【２】特定教育・保育認定について
　　認定の区分／保育の必要性の事由／保育の必要量／有効期間と利用期間／
　　認定の変更申請、申請内容の変更届
p07　【３】提出書類について
　　保育の必要性を証明する書類／申請書提出に必要となる書類
p09　【４】保育料の無償化について
　　【５】副食費（給食のおかず代）について
p10　【６】広域入所を希望する場合
p11　【７】よくある質問Ｑ＆Ａ
p12　【８】幼児教育・保育無償化について
p14　【９】利用調整における基準指数および調整指数
p18　【10】その他の子育て支援サービス
　　子育てファミリー支援事業／病児・病後児保育
p20　【11】よい保育施設の選び方

なんでもご相談ください♪

【お問い合わせ先】

子育て支援課（幼保係）	☎ 0182-35-2133
増田市民サービス課	☎ 0182-45-5514
平鹿市民サービス課	☎ 0182-24-1114
雄物川市民サービス課	☎ 0182-22-2157
大森市民サービス課	☎ 0182-26-2115
十文字市民サービス課	☎ 0182-42-5114
山内市民サービス課	☎ 0182-53-2933
大雄市民サービス課	☎ 0182-52-3905

横手市内の特定教育・保育施設等

令和8年10月1日時点

【教育を希望する場合】第1希望の施設へ申請書類を提出してください。

地域	施設名	公私	受入年齢	所在地	電話
横手	認定こども園上宮第一幼稚園・保育園 ※令和9年4月から上宮第二幼稚園・保育園へ統合	私立	満3歳児から　就学前まで	中央町6-14	32-6075
	認定こども園上宮第二幼稚園・保育園 ※令和9年4月から「認定こども園上宮幼稚園・保育園」に名称変更	私立	満3歳児から　就学前まで	安田字谷地岸17	33-2755
	認定こども園土屋幼稚園・保育園	私立	満3歳児から　就学前まで	旭川二丁目2-26	32-8817
	むつみ幼保連携型認定こども園	私立	満3歳児から　就学前まで	赤坂字仁坂105-20	33-2777
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	私立	満3歳児から　就学前まで	横手町字五ノ口9	36-1334
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	私立	満3歳児から　就学前まで	八幡字上長田39-1	36-1221
雄物川	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	私立	満3歳児から　就学前まで	雄物川町沼館字千刈田2	22-4511
十文字	認定こども園こひつじ	私立	満3歳児から　就学前まで	十文字町字栄町19-1	42-3881

【保育を希望する場合】

子育て支援課または各地域局市民サービス課へ申請書類を提出してください。※事前の施設見学をお勧めします。

地域	施設名	公私	受入年齢	所在地	電話
横手	認定こども園上宮第一幼稚園・保育園 ※令和9年4月から上宮第二幼稚園・保育園へ統合	私立	生後6か月から 就学前まで	中央町6-14	32-6075
	認定こども園上宮第二幼稚園・保育園 ※令和9年4月から「認定こども園上宮幼稚園・保育園」に名称変更	私立	生後6か月から 就学前まで	安田字谷地岸17	33-2755
	認定こども園土屋幼稚園・保育園	私立	生後5か月から 就学前まで	旭川二丁目2-26	32-8817
	むつみ幼保連携型認定こども園	私立	2歳児から　就学前まで	赤坂字仁坂105-20	33-2777
	幼保連携型認定こども園 相愛こども園	私立	生後8週から　就学前まで	横手町字五ノ口9	36-1334
	幼保連携型認定こども園 和光こども園	私立	生後8週から　就学前まで	八幡字上長田39-1	36-1221
	横手幼児園	私立	生後8週から　就学前まで	本町2-17	32-6025
	横手マリア園	私立	生後6週から　就学前まで	寿町7-25	32-5159
	アソカ保育園	私立	生後8週から　就学前まで	城西町4-8	33-1978
	明照保育園	私立	生後6週から　就学前まで	前郷一番町4-4	32-7388
	白梅保育園	私立	生後6週から　就学前まで	大屋新町字中野358-1	33-5924
	常盤保育園	私立	生後6週から　就学前まで	黒川字館西661	38-2255
	ときわベビー&キッズ	私立	生後6週から　4歳児まで	三本柳字寺田123-1	32-1616
	むつみ乳児保育園	私立	生後8週から　1歳児まで	赤坂字仁坂105-27	38-8020
	旭保育園	私立	生後8週から　就学前まで	猪岡字沼下145-2	36-2309
	金沢保育園	私立	生後6週から　就学前まで	金沢中野字青葉田18-1	37-2176
	みいりの保育園	私立	生後8週から　就学前まで	杉沢字吉沢382-5	33-2522
	事業所内保育所あたごキッズ	私立	＊　3歳児まで	清川町13-16	41-0123
増田	ますだ保育園	私立	生後8週から　就学前まで	増田町増田字七日町66	45-4637
平鹿	浅舞感恩講保育園	私立	生後6週から　就学前まで	平鹿町浅舞字浅舞221-1	24-1148
	下鍋倉保育所	私立	生後8週から　就学前まで	平鹿町下鍋倉字下都43-1	24-0247
	樽見内保育園	私立	生後8週から　就学前まで	平鹿町樽見内字扇田65	24-1305
	吉田保育所	私立	生後8週から　就学前まで	平鹿町上吉田字田ノ植88	24-3161
	醍醐保育園	私立	生後8週から　就学前まで	平鹿町醍醐字四ツ屋76	56-0155
	ぽかぽか西風苑	私立	生後8週から　3歳児まで	平鹿町浅舞字新堀91	24-3033
雄物川	雄物川保育園	私立	生後8週から　就学前まで	雄物川町柏木字後田7番地	23-6101
	幼保連携型認定こども園 沼館保育園	私立	生後8週から　就学前まで	雄物川町沼館字千刈田2	22-4511
大森	大森保育園	私立	生後8週から　就学前まで	大森町字大森293-1	26-3132
	川西保育園 ※令和9年4月から大森保育園へ統合	私立	生後8週から　就学前まで	大森町袴形字南越前林1	26-2133
十文字	三重保育園	私立	生後8週から　就学前まで	十文字町十五野新田字坊主沢2番8	42-1005
	にしの杜保育園	私立	生後8週から　就学前まで	十文字町植田字一ト市127-3	23-7061
	認定こども園こひつじ	私立	生後8か月から 就学前まで	十文字町字栄町19-1	42-3881
	十文字保育園	私立	生後8週から　就学前まで	十文字町梨木字羽場下10-113	42-1055
山内	さんない保育園	私立	生後8週から　就学前まで	山内土渕字菅生37-7	53-2172
大雄	たいゆう保育園	私立	生後8週から　就学前まで	大雄字田村72	23-7158

【はじめに】あなたの認定区分は？利用できる施設は？

＊（主に認可）保育施設などの利用を希望する場合は、住所地の市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

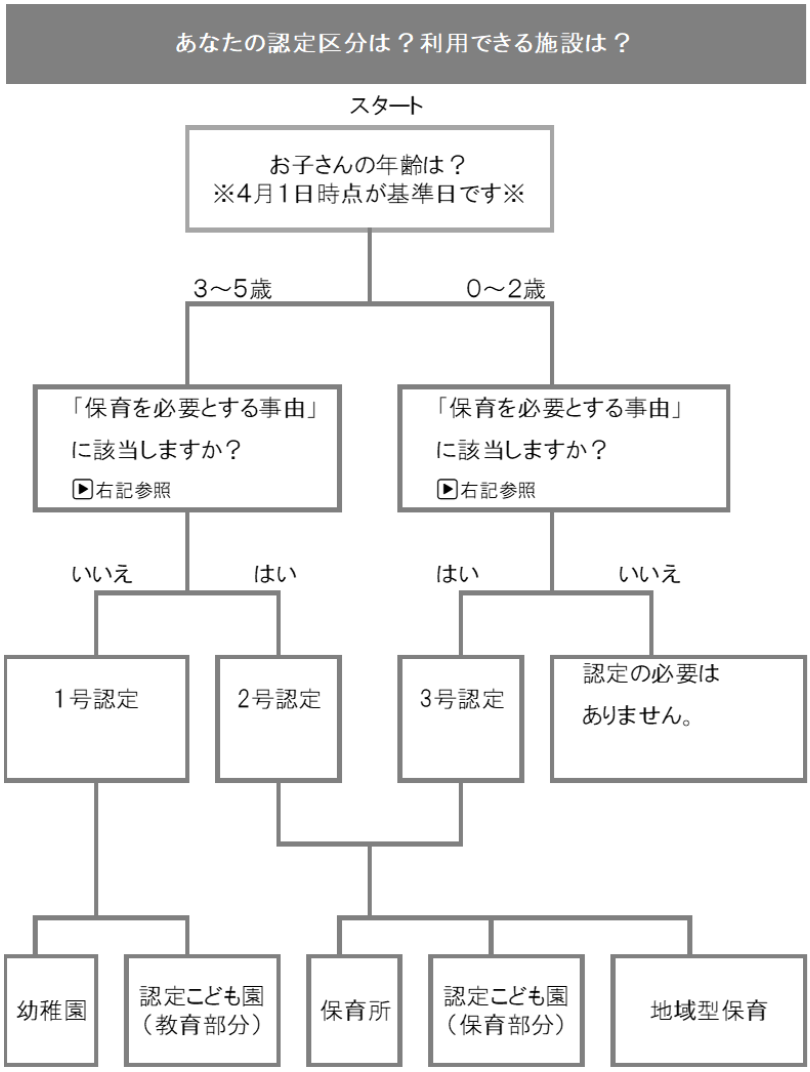

▶「保育を必要とする事由」

保育所などで保育を希望される場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

① 就労
一月あたり48時間以上の労働を常態としていること。

② 妊娠・出産
出産前後8週であること。

③ 疾病
疾病にかかっていること。

障がい
精神若しくは身体に障がいを有していること。

④ 親族の介護・看護
親族を常時介護または看護していること。

⑤ 災害復旧
震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。

⑥ 求職活動（起業準備を含む。）
求職活動等を継続的に行っていること。

⑦ 就学（職業訓練を含む。）
学校等に在学していること。
ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。

⑧ 児童虐待やDVのおそれ
公的機関へ相談等を行っていること。

⑨ 育児休業
育児休業取得時に、既に保育所等を利用している子どもであること。

⑩ その他市長が認める場合

※共働きでも、3歳以上のお子様で幼稚園・認定こども園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

【クラス年齢早見表】

《令和8年度》クラス年齢は、その年の**4月1日**が基準日となります。

区分	クラス年齢	生年月日	備考
年長	5歳児	令和 2年 4月2日～令和 3年4月1日	1号または2号認定（無償化対象）
年中	4歳児	令和 3年 4月2日～令和 4年4月1日	
年少	3歳児	令和 4年 4月2日～令和 5年4月1日	
未満児	2歳児	令和 5年 4月2日～令和 6年4月1日	1号（無償化）または2号認定
	1歳児	令和 6年 4月2日～令和 7年4月1日	3号認定
	0歳児	令和 7年 4月2日～	

【1】利用申込みから入所までの流れ

＊入所施設の検討にあたっては、施設見学をお勧めします。
　見学を希望する方は事前に見学したい施設に直接連絡をして、日時等をご相談ください。
＊認可外保育施設（企業主導型含む）を希望する場合は、直接施設へお申込みください。

1号認定の場合（幼稚園、認定こども園）

1. 幼稚園などの施設に直接申込みを行います。
2. 施設から入園の内定を受けます。
3. 施設を通じて市に認定を申請します。
4. 施設を通じて市から認定証が交付されます。
5. 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合（保育所、認定こども園、地域型保育）

1. **【利用申込】**
市に直接認定を申請します。
同時に保育所など利用希望の申込みをします。

○入所希望日に合わせて「年度途中入所申請スケジュール」をご確認ください。（横手市HP掲載）
※入所希望日での入所ができるよう、余裕をもって書類準備等してください。
※原則、定例調整のスケジュールで申請してください。

〔受付窓口〕
＊福祉総合窓口・本庁舎1階
＊各市民サービス課（保育担当）

2. **【特定教育・保育認定の可否を決定】**
市が「保育の必要性」を認めた場合、認定証が交付されます。※利用施設決定通知と併せて送付されます。

3. **【利用調整】**
申請者の希望、保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用施設の調整を行います。
〔注意〕
施設で入所の可否を判断・決定することはありません。

4. **【利用施設の決定】**
利用先の決定後、各施設との面接等を進めてください。

【！】利用調整は市が定めた基準に基づき、保育の必要性を点数化し、客観的かつ公平に行います。

【２】特定教育・保育認定について

保育所、認定こども園等の利用を希望する場合、横手市から「特定教育・保育認定」を受けることが必要です。

・認定の申請は、施設の利用申込みと同時に行うことができ、申請内容をもとに決定通知書が交付されます。

・決定通知書は、お子さんが保育所、認定こども園等を利用するための大切な書類です。
認定内容を確認するため、利用する施設から提示を求められることがありますので、大切に保管してください。

（１）認定の区分

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて３つの区分に分けられます。
認定区分によって利用できる施設等が決まります。

認定区分	対象となる子ども	利用施設等
１号認定 【教育標準時間認定】	**満３歳以上**で、教育を希望する子ども	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
２号認定 【保育認定】	**満３歳以上**で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
３号認定 【保育認定】	**満３歳未満**で、保護者の就労又は疾病等により家庭で保育を受けることができないため、保育を希望する子ども	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育事業

※３号認定は、子どもが満３歳に到達した時点で、２号認定に切り替わります。
※２号認定に該当する場合でも、教育を希望すれば、１号認定になります。

（２）保育の必要性の事由（２号認定、３号認定）

保育所・認定こども園（保育部分）等の利用を希望される場合、保護者のいずれもが、保育の必要性の事由のいずれかに該当する必要があります。
※幼児教育・保育の無償化に伴う「保育の必要性」認定も同様の要件になります。

No.	事由	基準等
①	就労	一月あたり 48 時間以上の労働を常態としていること。
②	妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がないこと。
③	疾病	疾病にかかっていること。
	障がい	精神若しくは身体に障がいを有していること。
④	親族の介護・看護	親族（長期入院等を含む）を常時看護または介護していること。
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑥	求職活動（起業準備を含む）	求職活動等を継続的に行っていること。
⑦	就学（職業訓練を含む）	学校等に在学していること。 ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
⑧	児童虐待や DV のおそれ	公的機関へ相談等を行っていること。
⑨	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること。※新規入所および育児休業期間中の転園はできません。
⑩	その他	市長が認める場合であること。

（３）保育の必要量（２号認定、３号認定）

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分します。区分により、保育の利用時間や保育料が異なります。

保育必要量	保育の利用時間		対象事由 ※（2）のNo.と一致
	一日あたり	一月平均	
保育標準時間	11 時間まで	275 時間	①月 120 時間以上の就労 ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧児童虐待や DV のおそれ
保育短時間	8 時間まで	200 時間	①月 48 時間以上 120 時間未満の就労 ⑥求職活動（起業準備を含む） ⑨育児休業

※③疾病・障がい、④親族の介護・看護、⑦就学（職業訓練を含む）については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。

（４）認定の有効期間と利用期間（２号認定、３号認定）

認定期間と施設の利用期間は、保育の必要性の事由等によって次のとおりとなります。

No.	保育の必要性の事由	認定期間 （いずれか短い期間）	利用（入所）期間 （いずれか短い期間）
①	就労	就学前または満３歳の前々日	就学前（有期雇用の場合は契約期間満了日が属する月の月末）
②	妊娠・出産	出産予定日の前８週から、後８週の翌日が属する月の末日または就学前または満３歳の前々日	出産予定日の前８週から、後８週の翌日が属する月の末日または就学前
③	疾病・障がい	就学前または満３歳の前々日	年度末または就学前

④	親族の介護・看護		就学前または満３歳の前々日	年度末または就学前（年度内に介護保険の認定期間が終了する場合は、終了日の属する月の月末）
⑤	災害復旧		就学前または満３歳の前々日	年度末または就学前
⑥	求職活動 （起業準備を含む）		認定期間の開始日から 90 日目が属する月の月末または就学前または満３歳の前々日	入所から 90 日目が属する月の月末または就学前
⑦	就学 （職業訓練を含む）		卒業（修了）日が属する月の月末または就学前または満３歳の前々日	卒業（修了）日が属する月の月末または就学前
⑧	児童虐待や DV のおそれ		就学前または満３歳の前々日	年度末または就学前
⑨	育児休業	２号	育休終了日または就学前	育休終了日または就学前
		３号	育休対象児の満１歳の月末または育休終了日または入所児童の満３歳の前々日	育休対象児の満１歳の月末または育休終了日
⑩	その他		必要とする期間	必要とする期間

※保育の必要性の事由（理由）に応じて、施設の利用期間が異なります。
利用更新を行うためにはその都度、手続きが必要になります。
※事由が「求職活動」の場合、有効期間内に就労先が決まらず、かつ、利用施設の受入状況を上回っている場合は、期間終了後の施設利用ができない場合があります。
※事由が「育児休業」の場合、新規での利用申込はできません。また、原則として転園はできません。

（５）認定の変更申請、申請内容の変更届について

次のような場合は、市に届け出が必要です。
保育必要量に関する変更（事由変更等）は、書類が整い次第、認定区分が変更されます。お早めに手続きするようお願いします。

◆保育の必要性の事由又は保育必要量に変更があったとき
保育の必要性の事由に変更（就労⇒求職、産休⇒育休、育休⇒復職など）があった場合は、すみやかに市へ届出をしてください。届出が遅れると、希望する日から保育必要量の変更ができない場合があります。

◆保育所等の利用をやめる（または長期休園）とき
保育所等の利用をやめる（または長期休園）場合は、必ず事前に市へ退所届を提出してください。

◆勤務先を変更したとき
保育の必要性の確認のため、新しい会社の就労証明書を提出してください。

◆世帯状況に変更があったとき
住所や世帯状況など申込み内容に変更があった場合は、必ず市にご連絡ください。利用者負担額（保育料・副食費）助成額が変更になる場合があります。

◆市町村民税課税額に変更があったとき
市に申告書類（写）等を提出してください。変更があった翌月分の利用者負担額（保育料・副食費）助成額が変更になる場合があります。

◆認定区分を変更（２号→１号 など）するとき
必ず市にご連絡ください。なお、変更は翌月１日からとなります。

■そのほか
保育の必要性の事由の有無を確認するため、年１回、現況届の提出を求めます。
※対象となる方については、利用施設を通して市から通知があります。
保育必要量に関する変更（事由変更等）は、書類が整い次第、認定区分が変更となります。お早めに手続きするようお願いします。

【３】提出書類について

認定申請および、施設等利用申込を行う場合、次の（１）および（２）の書類を添付し申請してください。

（１）保育の必要性を証明する書類（２号認定、３号認定）

保護者（父・母）の保育の必要性を証明する書類必要です。
※幼児教育・保育の無償化に伴う「保育の必要性」認定も同様の要件になります。

No.	保育の必要性の事由	提出書類
①	就労	・就労証明書
②	妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページ）の写し
③	疾病	・その他の事由に関する申立書 ・診断書（病名、保育できない旨や治癒見込期間等が記載されたもの）
	障がい	・その他の事由に関する申立書 ・身体障害者手帳などの写し（氏名、等級、次回認定時期記載部分）

④	親族の介護・看護	・その他事由に関する申立書 ・診断書（病名、治療期間、介護の必要性等が記載されたもの） ・介護保険証、ケアプラン、身障手帳等の写し
⑤	災害復旧	・罹災証明書等
⑥	求職活動 （起業準備を含む）	・求職活動に関する申立書 ・ハローワークカード等
⑦	就学 （職業訓練を含む）	・その他事由に関する申立書 ・在学を証明できる書類およびカリキュラム等 ・職業訓練を受講していることが分かる書類等
⑧	児童虐待や DV のおそれ	・公的機関が発行する書類等
⑨	育児休業	・就労証明書（休業期間が記載されたもの）
⑩	その他	・その他事由に関する申立書 ・状況を証するもの

※利用開始日までに必要な書類が提出されない場合は、保育の利用ができません。
※ここに記載した書類のほか、追加で書類の提出をお願いする場合もあります。

（２）申請書提出のために必要となる書類

・申請書提出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
・同居の親族に障がいを有する方がいる場合、以下の書類をご提出ください。

●提出が必要な書類
対象者の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当障害認定通知書または有期再認定通知書　のいずれかの写し

※保護者が令和８年１月１日時点で横手市以外に居住していた場合、個人番号（マイナンバー）の記載があり、かつ前住所地で住民税決定している方については、情報連携により課税情報を取得させていただきます。なお、必要に応じて、課税（非課税）証明書など指定した書類を提出していただくことがありますので、ご了承ください。

◆海外居住により課税情報がない方へ

海外居住により課税情報がない場合でも、市民税額相当額を算出し利用者負担額（保育料・副食費）助成額を算定します。国内外での収入･所得額･控除額等が確認できる書類（給与支払証明など）を提出いただきます。

【４】保育料の無償化について

横手市では、令和７年４月分保育料より、独自に助成制度を拡充し、年齢に関わらず保育料を**完全無償化**しております。これに伴い、保護者のみなさまからの保育料負担はありません。
なお、助成を受けるためには入所手続きの際に申請が必要です。

【５】副食費（給食のおかず代）について

秋田県と市町村が協同で実施する「すこやか子育て支援事業」により、保護者の負担する**副食費**を軽減（助成）しています。

・対象年齢／３歳児から５歳児
・助 成 額／月額上限　５，１００円
　※上限額を超えた部分は保護者負担となります。
　※副食費の設定金額は施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。

保育短時間認定に係る延長料金　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

教育・保育施設等で保育を利用する場合、保育を必要とする事由や保護者の就労時間等により「保育標準時間（１日あたり１１時間の利用）」と「保育短時間（１日あたり８時間の利用）」の二区分で保育必要量を認定します。
　このうち「保育短時間」の認定を受けた世帯について、**教育・保育施設等で設定する時間帯を超える部分**は「延長保育」となります。延長保育料の取り扱いについては、利用される施設にお問合せください。

（例）保育標準時間：7時00分～18時00分、
保育短時間：8時00分～16時00分に設定した施設

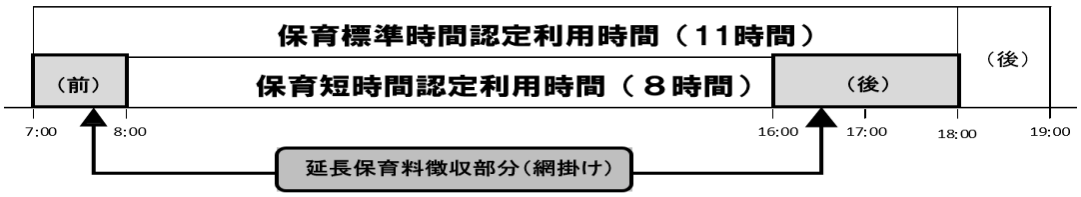

【６】広域入所を希望する場合

■広域入所とは

＊児童の住所地以外の市町村の認可保育施設等へ入所する制度です。
＊市町村間で受託・委託協議を行い、入所の承諾（または不承諾）を決定します。
＊ただし、双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件となります。

■広域入所の対象者

「保育の必要性の事由」以外に、次のいずれかに該当する等が対象となります。
＊里帰り出産や保護者の勤務地・就労状況により、居住地以外の保育施設等へ入所させることが適当であると認められる場合
＊その他、双方の市町村長が必要であると認めた場合
〔注意事項〕
・「求職活動」が事由の場合については、家庭状況等により、その可否を判断します。
・すでに保育施設等に入所中の場合は、入所施設の退所後からの利用となります。
・広域入所の場合、利用期間は最長で年度末までとなります。翌年度以降の利用は、改めて申請が必要になります。なお、継続して利用できるとは限りませんので、予めご了承ください。
・入所希望先の市町村から承諾された場合に限り入所できるものであり、必ず入所できるものではありません。

■広域委託：横手市に住所を有し、他の市町村に所在する保育施設等への入所を希望する場合

〔 手続き場所 〕
福祉総合窓口・本庁舎１階または各地域市民サービス課までご相談ください。
〔手続きの流れ〕
（保護者）入所希望先の保育施設等の利用申込期間を確認する
① 保護者が横手市に対し、 特定教育・保育認定申請および入所申込を行う
② 横手市と入所希望先の市町村で保育の委託協議を行う
③ 入所希望先の市町村から横手市に対し、受託の回答がされる
④ 横手市から保護者へ、入所の承諾（利用決定）・不承諾を連絡する
⑤ （承諾）入所希望をした保育施設等から 、保護者に対し保育サービスの提供が行われる
（不承諾）子育て支援課が保護者の意向を確認

■広域受託：他の市町村に住所を有し、横手市内の保育施設等への入所を希望する場合

〔手続き場所〕
住所を有する市町村の保育施設等担当部署へご相談ください。
〔注意〕
横手市内に住所を有する児童の入所が優先ですので、必ず入所できるものではありません。

【7】よくある質問 Ｑ＆Ａ

Q1：申込みをすれば、必ず入所できますか？また、入所は先着順ですか？

・希望の保育施設に定員の空きがなければ入所することはできません。

・先着順ではありません。

・空きがある場合でも、入所希望の方の人数が空きの人数を超える場合には、保育所等利用調整基準により決定します。

・申込みは入所希望月の受付期間内にお手続きください。

Q2：希望する施設はいくつまでだせますか？

・通える範囲であれば、いくつ希望していただいても結構です。（申請書には第６希望まで記入）

・第１希望の施設に入所できるとは限りません。通勤経路や送迎事情なども踏まえ、お考えください。

Q3：申込み後に、希望施設の変更はできますか？

・できます。申込み後に希望施設の変更をしたい方は、早急にお知らせください。

Q4：現在、認定こども園（教育）に通園しています。長期休暇中だけ保育施設に入所することはできますか？

・認定こども園にかかわらず、Ａ園に在籍しながら、Ｂ園に入所することはできません。
転園の場合は新たに手続きが必要になります。

Q5：認定更新の手続き書類が揃いません。退所しなければなりませんか？

・保育施設等を利用するためには「保育の必要性」が認められなければなりません。手続きをすることによって証明していただいていますので、手続きが滞り、必要性が認められない場合は、退所をお願いすることもあります。

Q6：求職活動中です。就労できなければ退所しなければなりませんか？

・「求職活動」での認定期間および利用期間は、認定後90日目が属する月の月末となっております。
更新手続きにより延長しての利用は可能ですが、その際に、具体的な求職活動の状況をお伺いし、「保育の必要性」を判断します。

・必要性が認められない場合は、退所をお願いすることもあります。

Q7：出産時に育児休業を取得します。上の子は退所しなければなりませんか？

・在園児の場合は継続の利用が可能です（手続き必須）。
ただし、保育の必要性の事由が「育児休業」の場合、新規での利用申込はできません。
また、原則として転園はできません。

【８】幼児教育・保育無償化について

幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する
３歳児から５歳児のすべてのこどもたちの保育料が無償化されます

幼児教育・保育無償化のイメージ

３歳児～５歳児

※保育の必要性の認定事由に該当するこども
- 共働き家庭
- ひとり親で働いている家庭

など

- 利用 → 幼稚園・認定こども園 預かり保育（１号認定） → 幼稚園等の利用に加え、月1.23万円まで無償
  - 預かり保育の場合、設定に応じた上限額の範囲内で ①利用に数に応じた給付額：利用日数×490円/日と、②実際の利用料金を比較して低い金額が無償化対象金額となります。（おやつ代などを除く）
- 利用（複数利用） → 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 → 月額4.03万円まで無償

手続きが必要です

- 利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援 → 無償（幼稚園は月額2.8万円まで）
- 複数利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園 ＋ 就学前障害児の発達支援 → ともに無償（幼稚園は月額2.8万円まで）

３歳児～５歳児
（上記以外）
- 専業主婦（夫）家庭　など

- 利用 → 幼稚園、認定こども園、就学前障害児の発達支援 → 無償（幼稚園は月2.8万円まで）
- 複数利用 → 幼稚園、認定こども園 ＋ 就学前障害児の発達支援 → ともに無償（幼稚園は月2.8万円まで）

無償化の対象となるには、『保育の必要性の認定』のため申請が必要です。
各地域市民サービス課または子育て支援課へお問い合わせください。
※基本の保育料に関する手続きはありません。

■０歳児～２歳児のこどもたちの保育料については、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。
（認可外保育施設の場合、月額4.57万円までが無償となります）
■幼児教育・保育の無償化の対象は「保育料」となります。

（注１）幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、横手市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。※"育児休業"での認定は、現在（認可・外）施設を利用中の場合のみとなります。
（注２）認可外保育施設については、横手市から無償化の対象となる公示を受けている場合に限ります。
また、利用者については、"育児休業"中の場合は、利用料のみが無償化の対象となります。（他サービスは対象外）
（注３）上記のほか、地域型保育事業施設や、企業主導型保育事業施設（標準的な利用料）も対象となります。

〔フローチャート〕

横手市ver.

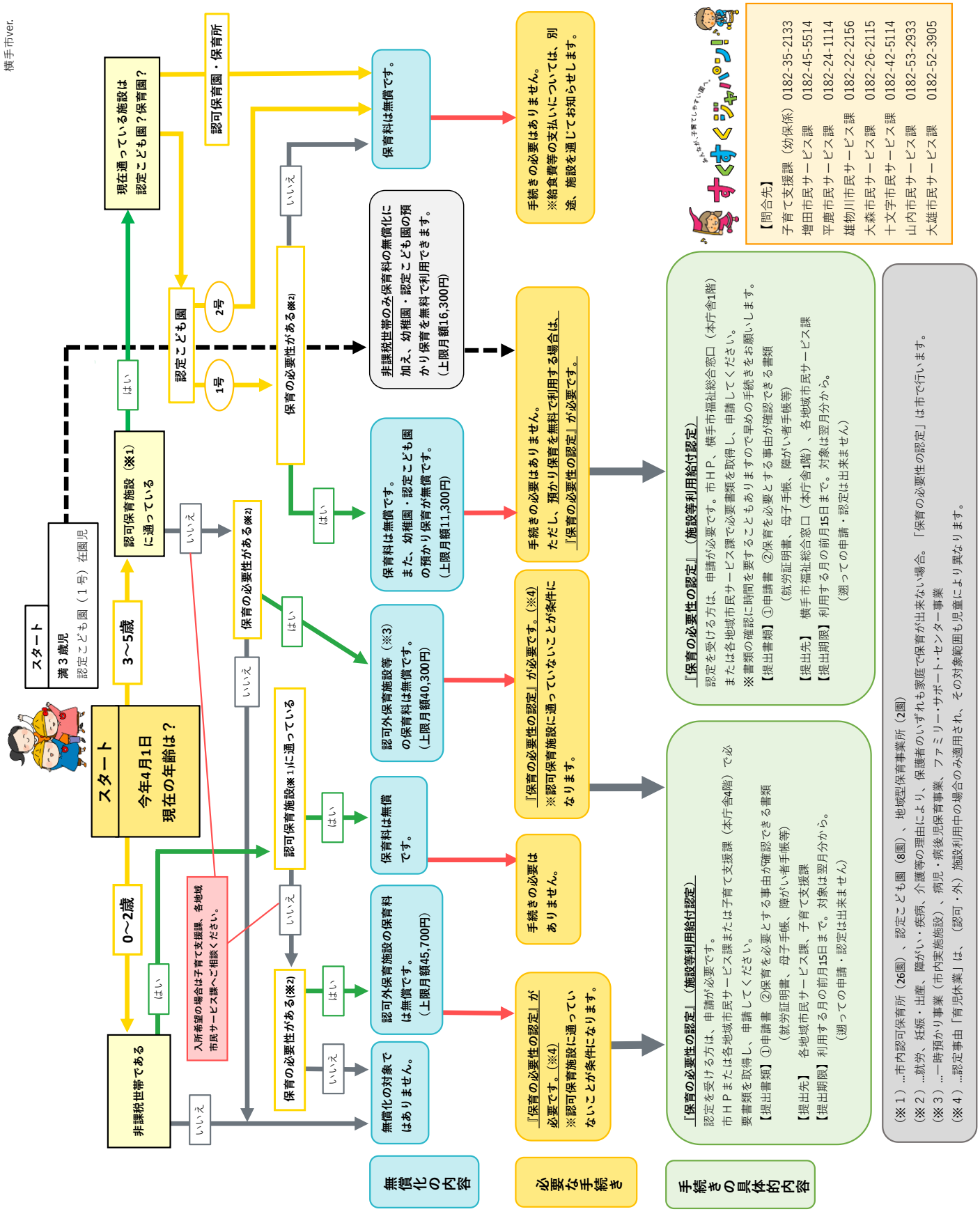

※詳細はお問い合せください。

【９】利用調整における基準指数および調整指数

「横手市子どものための教育・保育給付の教育・保育給付認定事務等取扱要綱」抜粋
別表（第 15 条関係）　横手市保育の利用における調整のための基準（保育所等利用調整基準）

（１）　基本点数表

	事由	細目		指数
1	就労	居宅外就労	月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり８時間以上の就労を常態	１００
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり６時間以上８時間未満の就労を常態	９０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり４時間以上６時間未満の就労を常態	８０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり３時間以上４時間未満の就労を常態	７０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり１時間以上３時間未満の就労を常態	４０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり８時間以上の就労を常態	９０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり６時間以上８時間未満の就労を常態	８０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり４時間以上６時間未満の就労を常態	７０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり３時間以上４時間未満の就労を常態	４０
			月１２日以上１６日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり１時間以上３時間未満の就労を常態	３０
			月４８時間以上就労しているが、上記に該当しない場合	５０
			月４８時間未満の就労で、上記に該当しない場合	２０
		居宅内就労（自営・農業・内職等就労地が居住地と同一の場合）	月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり８時間以上の就労を常態	９０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり６時間以上８時間未満の就労を常態	８０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり４時間以上６時間未満の就労を常態	７０

			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり３時間以上４時間未満の就労を常態	６０
			月２０日以上又は週５日以上就労し、１日あたり１時間以上３時間未満の就労を常態	３０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり８時間以上の就労を常態	８０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり６時間以上８時間未満の就労を常態	７０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり４時間以上６時間未満の就労を常態	６０
			月１６日以上２０日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり３時間以上４時間未満の就労を常態	３０
			月１２日以上１６日未満又は週３日以上５日未満就労し、１日あたり１時間以上３時間未満の就労を常態	２０
			月４８時間以上就労しているが、上記に該当しない場合	４０
			月４８時間未満の就労で、上記に該当しない場合	１０
２	妊娠出産	出産の準備又は休養を要する場合		１００
３	保護者の疾病、障がい	入院	おおむね１月以上の入院を要する場合	１００
			上記以外の場合	８０
		居宅療養	常時寝たきりで保育が困難な場合	１００
			上記以外で日常生活に著しく支障がある場合	８０
			上記以外の場合	５０
		通院	週３日以上かつ１月以上の通院を要する場合	６０
		障害	身体障害者手帳１・２級又は療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳１・２級所持者で、保育が困難な場合	１００
			療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳３級所持者で、保育が困難な場合	８０
			身体障害者手帳３級所持者で、保育が困難な場合	６０
			上記以外で保育が困難な場合	４０
４	介護又は看護	おおむね１月以上の入院を要する同居親族に付き添う場合		「１就労（居宅内就労）」に規定す

			る細目の区分に準ずる
		在宅で、同居親族の看護・介護にあたる場合	「１就労（居宅内就労）」に規定する細目の区分に準ずる
5	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害による被害の復旧にあたる場合	１００
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合	5
7	就学（職業訓練を含む。）	学校等に在学し、又は職業訓練を受けている場合	「１就労（居宅内就労）」に規定する細目の区分に準ずる
8	児童虐待やDVのおそれ	虐待又はDVを受け、又は受けるおそれがある場合	２００
9	育児休業取得時の継続利用	継続利用児童が年長児である場合	８０
		上記以外の場合	５０
10	市長が認める場合	上記に類する状態と認められる場合	１０～１００

備考

1　父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の要件を採用する。

2　「1.就労」に係る時間数には、休憩時間を含むものとする。

3　当該点数表によりがたい場合は、別途判断する。

（2）　調整点数表

区分	要件	指数
保護者単位	1　常態的な時間外勤務が１時間以上ある場合	１０
	2　通勤時間が往復２時間以上ある場合	１０

	3　育児休業明けで保育の利用をする場合	５０
世帯単位	1　ひとり親世帯又はこれに準ずる世帯（離婚調停中を含む。）である場合	１００
	2　生活保護受給世帯で、就労による自立が見込まれる場合	５０
	3　虐待やDVのおそれがあるなど、社会的擁護が必要な場合	１００
	4　保育認定を受けようとする子どもが障害を有する場合	１０～５０
	5　兄弟姉妹が同一の保育の利用を希望する場合	２０
	6　小規模保育事業等（３歳未満の受け入れを行う乳児保育園又は分園を含む。）の卒園児の場合	６０
	7　利用開始日において、保育認定を受けようとする子どもの保育が可能な満６０歳以上７０歳未満の同居親族がいる場合	－１０
	8　利用開始日において、保育認定を受けようとする子どもの保育が可能な満６０歳未満の同居親族がいる場合	－５０
	9　兄弟姉妹に、特定教育・保育施設の利用又は利用申込みのない未就学児童がいる場合（ただし、当該児童が介護又は看護の対象となっている場合を除く。）	－５０

（３）　同一指数時の優先順位

番号	内容
1	横手市民の世帯
2	父又は母が不存在の世帯
3	基本点数の高い世帯
4	祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している世帯
5	世帯の収入金額が低く、就労が生計費を得るために必要と認められる世帯
6	保育料等の滞納がない世帯

【10】その他の子育て支援サービス

（１）子育てファミリー支援事業

横手市では、在宅での子育て世帯を含めた、就学前の子どもを養育する世帯の経済的な負担軽減と、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めるために、一時預かり等の利用料を助成する子育てファミリー支援事業を秋田県と協同で実施しています。

①助成対象となる世帯について
・横手市に住所を有し、第３子以降の子が生まれた世帯で、
　その子を含む３人以上の子を養育している世帯
・小学校就学前の子どもが利用した助成対象事業の利用料

②助成額について
１世帯あたり年度 15,000 円が上限となります。

③助成対象事業について
次の事業に関する利用料が対象となります。

（１）一時預かり事業

（※幼稚園型は除く。認定こども園在園児の預かり保育は除く。）

（２）病児保育事業、病後児保育事業

（３）ファミリー・サポート・センター事業

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

（５）子育て支援に資する事業
① 一時預かり事業（自主）
② (1)から(4)および（5）①にかかる給食費、送迎等の交通費など費用の実費負担分

※横手市外の施設等を利用される場合は、事前にお問い合わせください。

④申請方法について
対象事業を利用後、利用料を全額支払ったのち、子育て支援課または各市民サービス課で、対象事業を利用した日の属する年度の３月 31 日（土日祝日は除く）までに申請を行ってください。期限が過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。
＊当該年度４月１日以降に利用した費用が助成対象となります。

⑤申請に必要なものについて

（１）子育てファミリー支援事業助成申請書

（２）領収書【原本】（対象事業の利用日および利用料金がわかるもの）

（３）振込口座確認書類（金融機関、支店、口座番号、名義人がわかる通帳等）

（４）養育している子が別居している場合は、別居している子の住民票および生計同一であることがわかる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）

（２）－１　病児保育園「おひさま」　利用概要

子どもが病気の際、仕事を休めない保護者の方のために、保育士と看護師がお子さんを一時的にお預かりする、病児保育園「おひさま」を開設しています。

（１）場　　所／横手市婦気大堤字谷地添 7-1（伊藤小児科・内科医院敷地内）
（２）時　　間／平日　8：00～17：30、　土曜日　8：00～12：00
※延長はできません。土曜日午後、日曜祝日、お盆、年末年始はお休みです。
※当院が休診の際はお休みになります。
（３）対象児童／生後９週～小学校６年生までの病気の児童
（４）対象疾患／通常外来で治療可能な病気（ただし、麻しん、流行性結膜炎を除きます）
（５）利用定員／一日最大８人（※月齢、病状により定員未満でも締め切る場合があります）
（６）利用予約／病児保育園「おひさま」　☎0182-23-6477

（２）－２　病後児保育「浅舞感恩講保育園」利用概要

病気の回復期にある子どもが保育所等での集団生活が困難な場合、保育士と看護師がお子さんを一時的にお預かりする「病後児保育」を開設しています。

（１）開設場所／横手市平鹿町浅舞字浅舞 221-1（浅舞感恩講保育園 病後児室）
（２）開園時間／月曜～土曜日　8：00～17：00
※延長はできません。日曜祝日、お盆、年末年始はお休みです。
（３）対象児童／０歳～小学校６年生までの病気の回復期にある児童
（４）利用定員／一日最大２人（※月齢、病状により定員未満でも締め切る場合があります）
（５）利用予約／浅舞感恩講保育園　☎0120-24-1344、☎0182-24-1148

【利用方法】
・利用する場合、原則、事前登録および利用予約が必要です。
・詳細については、各事業施設にお問い合わせください。

【利用料】以下のとおり（お問い合わせ　横手市子育て支援課・幼保係　☎0182-35-2133）
・利用期間終了後に、市から届く納付書でお支払いください。
なお、病児保育については、別途、診察料が発生する場合があります。

市内に住所を有する児童の世帯･区分	利用料（１日当たり）
＊市内に住所を有する児童の世帯	
生活保護・市町村税 非課税世帯	０円/日
市町村民税 均等割のみまたは所得割 48,600 円未満	１，０００円/日
市町村民税 所得割 48,600 円以上	２，０００円/日
＊市外に住所を有する児童の世帯	
勤務先が市内にある方などの世帯	３，０００円/日

【11】

よい保育施設の選び方　10か条

（厚生労働省ホームページ　抜粋）

１　まずは情報収集を

・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

２　事前に見学を

・決める前に必ず施設を見学しましょう

３　見た目だけで決めないで

・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

４　部屋の中まで入って見て

・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

５　子どもたちの様子を見て

・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

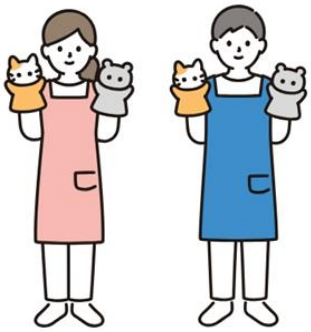

６　保育する人の様子を見て

・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

７　施設の様子を見て

・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

８　保育の方針を聞いて

・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

９　預けはじめてからもチェックを

・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

１０　不満や疑問は率直に

・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか